

# 柑芦会大阪支部規約

## 委員会細則

平成 18 年 4 月 21 日

### 第 1 章 総 則

( 運営規定 )

第 1 条 柑芦会大阪支部規約第 10 条による委員会の運営については、この細則による。

( 委員会の名称 )

第 2 条 当支部に次の委員会を設ける。

1. 総務委員会
2. 組織委員会
3. 財務委員会
4. 広報委員会
5. 会館委員会
6. 実行委員会 ( 各種行事の開催・実行のため、必要に応じ行事毎にその名を冠して設置する )

( 目 的 )

第 3 条 委員会は、第 3 章に定める業務を分担し、当支部の目的を達成する中核となり、委員会活動の隆盛化を通じて、同窓会を更に活性化することを目的とする。

( 委員会の設置、改廃 )

第 4 条 第 2 条に定める委員会は、その目的を果たしたとき、あるいは必要の無くなったとき、または新事業を遂行するための委員会新設の必要を生じたときは、幹事会の決議により、廃止、または新設するものとする。

( 事務所 )

第 5 条 委員会の事務所は、当支部事務所とする。

### 第 2 章 役員・委員

( 役 員 )

第 6 条 各委員会に次の役員をおく。

- |      |     |
|------|-----|
| 委員長  | 1 名 |
| 副委員長 | 若干名 |

( 役員・委員の任期、選任 )

第 7 条 1. 役員・委員の任期は 2 年とし、支部規約第 6 条但し書きに準ずる。ただし、留任は妨げない。  
2. 役員・委員の選任は当支部幹事の中から支部長がそれぞれ選任、委嘱するものとする。

### 第 3 章 運営及び各委員会

( 運 営 )

第 8 条 1. 役員は、支部長の運営方針に基づき、幹事長に連携して、それぞれの委員会を運営する。  
2. 委員会は、少なくとも年 3 回は定例に開催し、業務推進計画と支部幹事会への提案事項その他必要事項を審議決定し、幹事会の承認を得て、委員会活動を実行し、同窓会活動に貢献する。  
3. 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長がこれを決する。  
4. 委員会には、支部長または副支部長及び幹事長が出席し、議事に参加するものとする。

( 総務委員会 )

第 9 条 総務委員会は、次の業務を分掌する。

1. 会則、細則の立案、改廃に関する業務。
2. 幹事会の開催に関する業務。
3. 本部、他支部、その他外部との連絡・交流・交際に関する立案、実施に関する業務。
4. 支部長、幹事長の補佐的な業務。

5. 母校各種記念行事などにあたり、適切な事業の企画、実行に関する業務。

(組織委員会)

第10条 組織委員会は次の業務を分掌する。

1. 支部会員名簿の整理、動静の把握。
2. 支部組織強化策の立案、実行。
3. 会員のメールアドレスの収集と運用、管理。
4. 支部会員の慶弔に関する事項。
5. 会員の就職、その他相互扶助に関する業務。

(財務委員会)

第11条 財務委員会は次の業務を分掌する。

1. 予算の編成、執行の管理。
2. 会費の徴収。
3. 当支部の財政的基盤を強化安定せしめる諸施策の立案、実行。
4. 幹事長を補佐して、当支部資金の運営、管理。
5. 幹事長を補佐して、金銭出納の管理をなし、財務諸表の作成と会計監査の準備を行う。
6. 機関誌「柑芦」発行に関する広告掲載スポンサーの開拓、募集。

(広報委員会)

第12条 広報委員会は次の業務を分掌する。

1. 支部の活動方針や会員への連絡事項の広報。
2. 当支部の活動状況など必要とする対象への広報活動。
3. 会員のメールアドレスの収集と運用、管理。
4. ホームページの運用、管理。

(会館委員会)

第13条 会館委員会は次の業務を分掌する。

1. 当支部事務所の建物、設備、什器、備品の維持管理。
2. 会館の利用に関する規定の制定と運用。
3. 「有限責任中間法人柑芦会大阪支部会館」の運営と登記に関する事項。

(実行委員会)

第14条 実行委員会は担当する行事の開催・実行に必要な業務を分掌する。

## 附 則

第15条 この細則は昭和57年10月19日より実施する。

昭和60年1月25日一部改定実施する。

平成2年8月31日一部改定実施する。

平成6年1月27日一部改定実施する。

平成9年2月4日一部改定実施する。

平成13年2月2日一部改定実施する。

平成17年5月30日一部改定実施する。

平成18年4月21日一部改定実施する。